

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 多企業参画ラボ事業  
共創コンソーシアム規約

平成29年1月20日  
制 定

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、「多企業参画ラボ事業 共創コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)から産み出される加速器技術やその周辺技術などを核とした企業との様々な連携を推進することにより、継続的な技術イノベーションの創出に寄与し、産学連携の新たなテーマの発掘、発展を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 加速器科学技術の産業応用に関する調査
- (2) 産学間のニーズ、シーズの発掘と組合せ
- (3) 技術情報を共有するための情報交換会、セミナー等の開催
- (4) その他産学連携の推進に必要な諸活動

(会員)

第4条 コンソーシアムの目的及び事業に賛同し加盟する以下を会員とする。

- (1) 機構の職員
  - (2) 企業法人
  - (3) 企業法人を除く他の法人
  - (4) その他次条に規定する主査が認めた者
- 2 コンソーシアムの会員は正会員と準会員で構成される。
- 3 第2号、第3号の会員は代表者を設定する。

(主査等)

第5条 コンソーシアムには、主査及び副主査2名を置く。

- 2 主査は、前条第1号に規定する会員のうちから機構長が指名し、副主査は会員のうちから主査が指名する。
- 3 主査は、コンソーシアムを代表し、コンソーシアムの会務を総理する。
- 4 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ主査が指名した副主査がその職務を行う。

(特典)

第6条 正会員の特典は、以下のとおりとする。

- (1) 会員懇談会及び、多企業参画ラボが主催する各種講演会、セミナー等のイベントへの参加ができる。
- (2) 前号において、第4条第2号及び第3号における会員は、代表者またはその代理人の参加及び4名までの同伴者の参加ができる。
- (3) 事務局が提供する定期的な情報誌の配布、機構が主催するセミナーや講演会等の開催情報を定期的に受けることができる。
- (4) 新たな連携構築に向けたワーキンググループの設立、競争的資金応募及びインターンシップの受け入れ等々の提案ができるとともに、これらの遂行、庶務において事務局からの支援を受けることができる。
- (5) 技術相談を受けることができる。ただしコンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

2 準会員の特典は以下のとおりとする。

- (1) 会員懇談会及び、多企業参画ラボが主催する各種講演会、セミナー等のイベントへの参加ができる。
- (2) 前号において、第4条第2号及び第3号における会員は、代表者またはその代理人の参加及び4名までの同伴者の参加ができる。
- (3) 事務局が提供する定期的な情報誌の配布、機構が主催するセミナーや講演会等の開催情報を定期的に受けることができる。

(加盟)

第7条 第4条第2号、第3号及び第4号に掲げる会員がコンソーシアムに加盟する場合は、本規約に同意の上、所定の申込書を機構に提出し、承認を受けなければならない。

(脱退)

第8条 第4条第2号、第3号及び第4号に掲げる会員が脱退する場合は、脱退しようとする年度の末日の30日前までに所定の届を事務局に提出のうえ、当該年度をもって脱退することとする。

2 脱退した会員は、実施要項第12条第1項、及び第2項に規定する秘密保持義務については脱退後も遵守しなければならない。

(除名)

第9条 主査は会員の言動等がコンソーシアムの活動に支障をきたすものと判断した場合、当該会員を除名することができる。ただし、除名の決定にあたっては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

2 除名の効力は直ちに発生する。除名された会員は、実施要項第12条第1項及び第2項に規定する秘密保持義務については除名後も遵守しなければならない。

(参加料)

第10条 コンソーシアムに加盟しようとする会員は、一事業年度の参加料として次の参加料(消費税を除く)を事前に支払うものとし、参加料はコンソーシアムの運営に充てる。

- (1) 機構に属する会員 無料

- (2) 企業法人の会員 30万円/年(正会員)、10万円/年(準会員)  
(3) 企業法人を除く他の法人の会員 無料  
(4) その他第5条に規定する主査が認めた会員 無料

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から参加する場合は、参加料は月割りで計算するものとし、月の端数は切り上げて計算するものとする。年度の途中で準会員から正会員に変更して参加する場合は、差額分の参加料を月割りで、かつ月の端数は切り上げて計算するものとする。年度途中の参加の場合、一月当たりの金額は、正会員2万5千円、準会員9千円とし、準会員から正会員に変更する場合の一月当たりの差額分は1万7千円として計算する。
- 3 納入された参加料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

#### (会員懇談会)

第11条 会員間の情報交換、機構からの技術情報の供与を目的とした会員懇談会を開催し、会員は希望により随時参加することができる。

#### (情報交換等)

- 第12条 コンソーシアムの活動において、会員間で開示される全ての情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、秘密保持契約等により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
- 2 コンソーシアムの活動において、秘密の保持が必要と判断する場合には、秘密保持契約等により新たに秘密保持義務を設定することができる。

#### (知的財産権)

第13条 コンソーシアムの活動に関連して生じた知的財産の取扱いについては、当事者間の協議を原則とし、機構が関与する知的財産の取扱いについては、本要項とは別に定める高エネルギー加速器研究機構の知的財産ポリシー（平成17年3月29日制定）によるものとする。

#### (法令等の遵守)

第14条 コンソーシアムのいかなる活動においても、機構の諸規程及び関係する法令を遵守しなければならない。

#### (安全管理)

第15条 コンソーシアムの活動において、会員は自らの安全の確保、安全管理に努めなければならない。

#### (免責)

第16条 コンソーシアムの活動は、すべて会員の自己の責任において遂行されるものとし、コンソーシアムの活動に伴ういかなる事故、物損などの損害についても、コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

#### (事務局)

第17条 事務局は機構のオープンイノベーション推進部に置く。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附記

この規約は、平成29年1月20日から実施する。